

桃井地区地域づくり協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、桃井地区地域づくり協議会(以下「協議会」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、地域における支えあいや自主、自立性の強化を図りながら、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを進めることを目的とする。

(活 動 内 容)

第3条 協議会は、桃井地区をより良くするために、地域に必要なことや地域にできることの具体化を検討しながら、地域課題の解決に向けて、地域全体で取り組むことのできる事業を推進する。

(構 成)

第4条 協議会は、桃井地区に居住する者及び協議会の目的に賛同する個人及び団体を会員として組織する。

(事 務 所)

第5条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(役 員)

第6条 協議会(準備会)に、委員の互選により、次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員 の 職 務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した順序により、その職務を代理する。

- 3 書記は、本会の記録を掌る。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(総会・会議)

第8条 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

- 2 本会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議の議事その他運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 総会の議事は構成員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(経費)

第10条 協議会の経費は、助成金、寄付金、事業収益その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

- 2 会長は、会計年度の終了後、監事の監査を受けて、協議会に会計を報告し、承認を受けなければならない。

(専門部会)

第12条 本会則に規定する活動内容を実施するための機関として、次の専門部会を置く。

- (1)地域の交流をはかろう部会
- (2)地域を知ろう部会

(3)地域の安全、安心、健康を目指そう部会

2 協議会の委員は、いずれかの専門部会に所属する。

3 各専門部会に、部会長及び副部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

(規定に定めのない事項)

第13条 この会則に定めのない事項については、会長が委員に諮って別に定める。

(附 則)

1 この会則は、平成21年9月7日から施行する。

2 平成21年度の会計年度は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成21年9月7日から始まるものとする。

3 平成27年4月26日から、専門部会「(3)地域の安全、安心を目指そう部会」を「(3)地域の安全、安心、健康を目指そう部会」とする。